

◎新潟県告示第674号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可及び同法第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可について申請があったので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年5月21日

新潟県新発田地域振興局長

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
新潟県新潟市北区石動一丁目15番地4
アイビス技建株式会社
代表取締役 善宝 知子
- 2 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置の場所
新潟県新発田市佐々木字大池2840番2 外
- 3 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の種類
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第5条第1項に規定する焼却施設並びに同令第7条第3号に規定する汚泥の焼却施設、同条第5号に規定する廃油の焼却施設、同条第8号に規定する廃プラスチック類の焼却施設及び同条第13号の2に規定する産業廃棄物の焼却施設
- 4 一般廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類
可燃ごみ、不燃ごみ（以上、感染性一般廃棄物（石綿含有一般廃棄物、水銀使用製品一般廃棄物又は水銀含有ばいじん等を除く。）に限る。）
- 5 産業廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず（以上、石綿含有産業廃棄物を除く。）、汚泥（有機性のものに限る。）、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず（以上、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）、感染性産業廃棄物
- 6 申請年月日
令和2年12月25日
- 7 縦覧場所
新潟県新発田地域振興局
- 8 縦覧期間
告示の日から1月間
- 9 その他
この一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置に関し、利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができる。
意見書の提出先 郵便番号957-8511
新発田市豊町3丁目3番2号
新発田地域振興局健康福祉環境部
環境センター環境課